

88 投稿

# 全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握

—国民生活基礎調査を用いて—

ワタナベ タエコ タミヤ ナナコ タカハシ ヒデト  
 渡邊 多永子\*1 田宮 菜奈子\*2\*3 高橋 秀人\*4

**目的** わが国で全国データを用いてヤングケアラー（家族の介護を行う18歳未満の子ども）の実態把握を行った例はない。本研究では、わが国の公的統計の中で介護者の実態を最も明らかにすることができる国民生活基礎調査を用い、ヤングケアラーの同定とヤングケアラーおよび彼らが介護している被介護者についての記述を行った。

**方法** 平成16・19・22・25・28年国民生活基礎調査の匿名データを用いた。同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている18歳未満の子どものヤングケアラーと定義し、ヤングケアラーおよびその被介護者を分析対象とした。

**結果** ヤングケアラーのいる世帯は、世帯構造ではひとり親と未婚の子のみの世帯（以下、ひとり親世帯）と三世帯世帯が多く、人口15万人以上の市ではひとり親世帯が、人口15万人未満の市および郡部では三世帯世帯が最も多かった。一月の家計支出総額では20万円未満が最も多かった。ヤングケアラーの12.8%は主観的健康観がよくなく、35.6%は心理的ストレスがあるとされるK6が5点以上であった。ヤングケアラーが介護している被介護者は、ひとり親世帯では80%以上が母親、三世帯世帯では80%以上が祖父母・曾祖父母であった。被介護者の最も気になる疾病はうつ病やその他のこころの病気が16.7%と一番多く、被介護者が母親の場合は特に多かった。

**結論** わが国のヤングケアラーは、ひとり親世帯で親（主に母親）を介護している場合と、三世帯世帯で祖父母・曾祖父母の介護をしている場合が多かった。人口15万人以上の市ではひとり親世帯が、それ以外では三世帯世帯が最も多いという地域差がみられた。経済的に豊かでない世帯、心身の健康に不安のあるヤングケアラーも多かったことから公的支援が望まれるが、地域の実情に応じた対策を考える必要があるだろう。一方、先行研究より、本研究ではヤングケアラーを捉えきれてはいないと考えられる。今後さらなる調査・研究、支援を行っていく際には、実施方法について慎重に検討する必要があると考える。

**キーワード** 国民生活基礎調査, 家族介護, インフォーマルケア, ヤングケアラー, 若年介護者, 介護者支援

## I はじめに

ヤングケアラー（young carer）とは、身体的・精神的疾患および障害を持つ、または薬物

乱用を行っている家族の介護を行う、18歳未満の子どもとされる<sup>1)</sup>。英国では1980年代からその存在が知られ、調査や研究、支援が行われてきた。2011年の国勢調査で、イングランド内に

\*1 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野助教

\*2 同教授

\*3 筑波大学ヘルスサービス開発研究センターセンター長

\*4 国立保健医療科学院統括研究官

166,000人（5～17歳）のヤングケアラーがいるとされる<sup>1)</sup>。ヤングケアラーが心身の健康、人間関係、就学、人生設計などに問題を抱えやすいこと<sup>1)-4)</sup>も指摘されている。

近年わが国でもヤングケアラーへの関心が高まりつつある。2000年代半ばより、土屋によるALSの親を介護した子どもの経験の記述<sup>5)</sup>、森田によるメンタルヘルス問題を持つ母を介護した一女性の分析<sup>6)</sup>、澁谷によるヤングケアラーになった人とならなかった人の語りと考察<sup>7)</sup>などにより、その存在と状況が提示されてきた。一方、ヤングケアラーの存在率や属性等についての量的研究は、近年、澁谷による東京都の医療福祉専門職への調査<sup>8)</sup>、北山・石倉による二市の公立中学校教師への調査<sup>9)</sup>、濱島・宮川による大阪府下の公立高校生徒への調査<sup>10)</sup>などが行われてはいるものの、まだ緒に就いたばかりである。著者の知る限り、わが国で全国データ

を用いてヤングケアラーの実態把握を行った例はない。そこで、同居の被介護者に対する主介護者しか捕捉できないなど制約は大きいものの、現状のわが国の公的統計の中で介護者の実態を最も明らかにすることができるとされる国民生活基礎調査を用い、ヤングケアラーの同定と、ヤングケアラーおよび彼らが介護している被介護者についての記述を行うこととした。

## Ⅱ 方 法

統計法33条に基づいて厚生労働省から提供を受けた、国民生活基礎調査の匿名データを用いた。本研究では、平成16・19・22・25・28年国民生活基礎調査の世帯票・健康票を使用した。国民生活基礎調査の調査対象は、国勢調査区から層化無作為抽出した地区内のすべての世帯および世帯員であり、平成28年では約29万世帯、約71万人である。データに含まれる、同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義し、ヤングケアラーおよびヤングケアラーが介護している被介護者を分析対象とした。本研究は、筑波大学医の倫理委員会の承認（2018年10月19日承認、通知番号第1324号）を受けて実施した。

## Ⅲ 結 果

5年分の国民生活基礎調査の中で、同世帯の介護が必要な人に対して主介護者として介護を行っている18歳未満のヤングケアラーは91人（世帯数：91世帯、被介護者：97人）であった。データに付与されている拡大乗数をかけて全国推定値を求めると、各年の平均は3,399人であった。

ヤングケアラーのいる世帯の属性を示す（表1）。世帯構造では、ひとり親と未婚の子のみの世帯（以下、ひとり親世帯）、三世帯世帯の割合がそれぞれ35.2%、36.3%と大きく、夫婦と未婚の子のみの世帯の割合が14.3%と相対的に小さかった。人口15万人以上の市ではひとり

表1 ヤングケアラーのいる世帯の世帯属性

	世帯数	%
調査年		
平成16年	14	15.4
19年	15	16.5
22年	20	22.0
25年	36	39.6
28年	6	6.6
市郡		
人口15万人以上の市	37	40.7
人口15万人未満の市	33	36.3
郡部	21	23.1
世帯構造		
夫婦と未婚の子のみの世帯	13	14.3
ひとり親と未婚の子のみの世帯	32	35.2
三世帯世帯	33	36.3
その他の世帯	13	14.3
世帯人数		
2人	23	25.3
3人	17	18.7
4人	19	20.9
5人以上	32	35.2
有業者構成		
世帯主のみが働いている	23	25.3
世帯主と世帯主の配偶者	18	19.8
世帯主と世帯主の子	6	6.6
世帯主の子または父母のみ、子と父母	11	12.1
誰も働いている人がいない(有業人員なし)	22	24.2
その他・不詳	11	12.1
一月の家計支出総額		
20万円未満	35	38.5
20～30万円未満	16	17.6
30～40万円未満	16	17.6
40万円以上	9	9.9
不詳	15	16.5

図1 ヤングケアラーのいる世帯の世帯構造

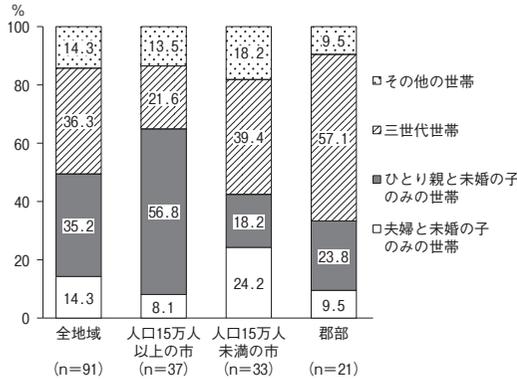


図2 ヤングケアラーのいる世帯の有業者構成

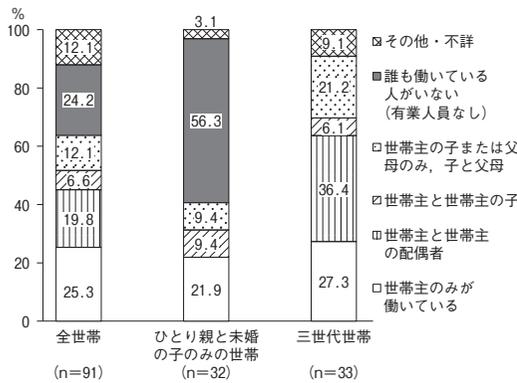


表2 ヤングケアラーの個人属性

	人数	%
調査年		
平成16年	14	15.4
19年	15	16.5
22年	20	22.0
25年	36	39.6
28年	6	6.6
性別		
男	43	47.3
女	48	52.8
年齢		
14歳未満	13	14.3
14歳	12	13.2
15歳	12	13.2
16歳	24	26.4
17歳	30	33.0
被介護者人数		
1人	86	94.5
2人以上	5	5.5
学歴 (n=43)		
高校在学中	39	90.7
中学校卒業	1	2.3
不詳	3	7.0
自覚症状 (n=86)		
あり	33	38.4
なし	51	59.3
不詳	2	2.3
主観的健康観 (n=86)		
よい	45	52.3
ふつう	25	29.1
よくない	11	12.8
不詳	5	5.8
K6 (n=73)		
4点以下	37	50.7
5点以上	26	35.6
不詳	10	13.7

親世帯が、人口15万人未満の市および郡部では三世帯世帯が最も多かった(図1)。世帯人数は5人以上が35.2%と最も多く、次いで2人が25.3%であった。ひとり親世帯の平均世帯人数は2.7人、三世帯世帯の平均世帯人数は平均5.4人であった。有業者構成では、世帯主のみが働いている人が25.3%と最も多く、次が誰も働いていない(有業人員なし)の24.2%であった。ひとり親世帯は誰も働いていない人の割合が最も大きく、一方、三世帯世帯は誰も働いている人がいないという回答はみられなかった(図2)。一月の家計支出総額は20万円未満が最も多く、平均24.0万円であった。ひとり親世帯の平均は18.0万円、三世帯世帯の平均は30.2万円であった。

ヤングケアラーの属性を示す(表2)。性別は、女子が52.8%とやや多かった。年齢は、16歳、17歳で著明に増加するが、14歳未満も

14.3%存在した。被介護者の人数は、1人が94.5%であった。学歴は、平成22・25・28年調査で15歳以上である43人の情報があり、90.7%が高校在学中であったが、中学校卒業や不詳も存在した。自覚症状と主観的健康観は、健康票の回答者86人において、自覚症状ありが38.4%、主観的健康観がよくない(あまりよくないおよびよくないと回答)が12.8%であった。K6は、平成19・22・25・28年調査の健康票の回答者のうち12歳以上の73人が質問対象であり、35.6%が心理的ストレスがあるとされる5点以上<sup>11)</sup>であった。

ヤングケアラーに介護されている被介護者の属性を示す(表3)。性別は、女性が60.8%と多かった。年齢は、40~50歳未満が33.0%、70歳以上が34.0%であった。ヤングケアラーからみた被介護者の続柄は、母親と祖父母・曾祖父

母がともに39.2%と推定された（兄弟、祖父母・曾祖父の続柄はその他親族という回答にまともっていたため、20歳未満を兄弟、60歳以上を祖父母・曾祖父と推定した）。世帯構造別では、ひとり親世帯では80%以上が母親、三世帯世帯では80%以上が祖父母・曾祖父母であった（図3）。現在通院中の66人を質問対象とする最も気になる疾病では、うつ病やその他のこころの病気が11人（16.7%）と一番多く、そのうち9人がヤングケアラーの母親（質問対象者の母親のうち32.1%）であった。

#### Ⅳ 考 察

近年、わが国でも18歳未満の家族介護者であるヤングケアラーの存在と窮状が少しずつ知られるようになってきた。しかし、いまだ、ヤングケアラーがどのような子どもで、どこにどの程度存在するのかさえも明確ではない。そのような基礎的な情報なしでは、詳細な調査・研究を実施し、支援へとつなげていくことは容易で

はない。そこで、全国から無作為抽出された地区内の全住民を対象とし、かつ家族介護者の情報が最も多い公的統計の一つである国民生活基礎調査を用いて、ヤングケアラーを同定し、属性の把握を試みた。わが国のヤングケアラーと被介護者の個人属性、世帯属性について詳細に記述したのは本研究が初めてである。

結果として、ヤングケアラーが生活する世帯は、ひとり親世帯と三世帯世帯が多かった。ひとり親世帯は誰も働いていない場合が多く、三世帯世帯は誰も働いていない場合はみられなかった。被介護者の続柄は、ひとり親世帯では母親、三世帯世帯では祖父母・曾祖父母であった。つまり、わが国のヤングケアラーは、ひとり親世帯で心身に不調を抱える親（主に母親）を介護している場合と、三世帯世帯で祖父母・曾祖父母の介護をしている場合がともに多いということがわかった。これは、2004年の英国の調査で被介護者の52%が母親、31%が兄弟であった<sup>3)</sup>のとは大きく異なる。人口15万人以上の市ではひとり親世帯が、人口15万人未満の市および郡部では三世帯世帯が最も多く、わが国の中での地域差も認められた。

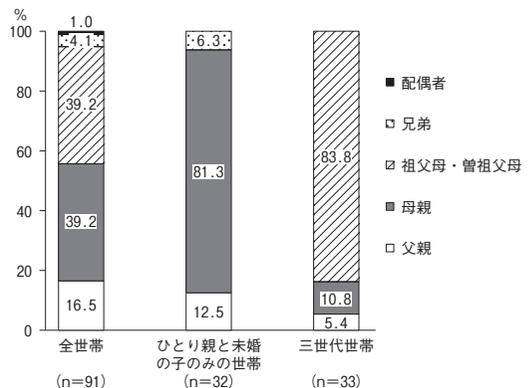
また、ヤングケアラーが生活する世帯の一月の家計支出総額は、20万円未満が最も多く、平均24.0万円であった。ひとり親世帯では平均世帯人数2.7人で18.0万円、三世帯世帯では平均5.4人で30.2万円であったが、これは生活保護世帯の支出額（平均世帯員数2.5人である母子世帯で18.6万円、世帯人数5人の世帯で27.4万

表3 被介護者の個人属性

	世帯数	%
調査年		
平成16年	14	14.4
19年	19	19.6
22年	21	21.6
25年	36	37.1
28年	7	7.2
性別		
男	38	39.2
女	59	60.8
年齢		
20歳未満	5	5.2
20～29歳	-	-
30～39	11	11.3
40～49	32	33.0
50～59	9	9.3
60～69	6	6.2
70歳以上	33	34.0
不詳	1	1.0
ヤングケアラーからみた被介護者の続柄 <sup>1)</sup>		
父親	16	16.5
母親	38	39.2
祖父母・曾祖父母	38	39.2
兄弟	4	4.1
配偶者	1	1.0
通院している主な疾患（n=66）		
うつ病やその他のこころの病気	11	16.7
その他の疾病・不詳	55	83.3

注 1) その他親族のうち20歳未満を兄弟、60歳以上を祖父母・曾祖父母と推定

図3 被介護者の推定される続柄



円)<sup>12)</sup>と同水準であり、どちらの世帯構造の場合も経済的に豊かとは言い難いことがわかる。さらに、ヤングケアラーのうち自覚症状があるものが38.4%、主観的健康観がよくないものが12.8%、K6が5点以上のものが35.6%であった。これらは平成28年国民生活基礎調査で10～19歳における自覚症状があるものが16.7%、主観的健康観がよくないものが2.9%、12～19歳におけるK6が5点以上のものが19.6%である<sup>13)</sup>のとは比べて明らかに高い。経済的問題および心身の健康に関して公的支援の必要性が示唆されるが、上記の地域差も考慮して実施していく必要があるだろう。

一方、本研究でヤングケアラーの全国推定値は約3,400人であった。ヤングケアラーの全国での存在率を求めた例はないが、北山らの研究で1.2%の中学生<sup>9)</sup>、濱島らの研究で約5%の高校生<sup>10)</sup>がヤングケアラーとされていること、年齢が異なるため比較は難しいが平成24年就業構造基本調査で15歳以上30歳未満の家族介護者が177,600人いると推定されていること<sup>14)</sup>などから、おそらく本研究ではヤングケアラーを捉えきれてはいないと思われる。原因の一つに、国民生活基礎調査で同定できる介護者が同居の主介護者のみであることが挙げられる。18歳未満の子どもが介護を行っていても、他に同居の大人がいる場合、介護負担の軽重を問わず大人が主介護者とされることが多いであろう。加えて、国民生活基礎調査の全体としての回収率は平成28年で77.6%であるが、困難な状況に置かれた世帯ほど回収率が低いだらうことも推測される。今後さらなる調査・研究、支援を行っていく際には、上記のような状況下にあるヤングケアラーをできる限り漏らさないよう、実施方法について慎重に検討する必要があると考える。

## 謝辞

本研究の実施にあたり多大なご協力を下さいました筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野のメンバーならびにお世話になりましたすべての方々に深謝致します。なお、本研究は、厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政

策研究事業）「介護保険事業（支援）計画に役立つ地域指標－全国介護レセプト等を用いて－」（研究代表者：田宮菜奈子、課題番号：H30-長寿一般-007）の一部として実施した。

## 文 献

- 1) TNS BMRB. The lives of young carers in England Qualitative report to DfE. London : Department for Education, 2016 ; 6-47.
- 2) Dearden C, Becker S. Young carers and education. London : Cares UK, 2003 ; 4-8.
- 3) Dearden C, Becker S. Young carers in the UK : the 2004 report. London : Cares UK, 2004 ; 3-14.
- 4) Doran T, Drever F, Whitehead M. Health of young and elderly informal carers : analysis of UK census data. BMJ 2003 ; 327(7428) : 1388.
- 5) 土屋葉. 「障害」の傍らで－ALS 患者を親に持つ子どもの経験. 障害学研究 2006 ; (2) : 99-123.
- 6) 森田久美子. メンタルヘルス問題の親を持つ子どもの経験－不安障害の親をケアする青年のライフストーリー. 立正社会福祉研究 2010 ; 12(1) : 1-10.
- 7) 澁谷智子. 子どもがケアを担うとき：ヤングケアラーになった人／ならなかった人の語りと理論的考察. 理論と動態 2012 ; (5) : 2-23.
- 8) 澁谷智子. ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識：東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から. 社会福祉学 2014 ; 54(4) : 70-81.
- 9) 北山沙和子, 石倉健二. ヤングケアラーについての実態調査－過剰な家庭内役割を担う中学生. 兵庫教育大学学校教育学研究 2015 ; 27 : 25-9.
- 10) 濱島淑恵, 宮川雅充. 高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況：大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より. 厚生」の指標 2018 ; 65(2) : 22-9.
- 11) 橋本英樹. 今後の国民生活基礎調査の在り方についての一考察（第2報）. 厚生」の指標 2010 ; 57(5) : 1-7.
- 12) 厚生労働省. 平成28年度社会保障生計調査. (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450311&tstat=0000101024539&cycle=8&tclass1=000001118676&secnd2=1>) 2018.12.26.
- 13) 厚生労働省. 平成28年国民生活基礎調査. (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>) 2018.12.26.
- 14) 総務省. 平成24年就業構造基本調査. (<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/>) 2018.12.26.